

# 寄居町手話言語条例

令和6年10月2日

条例第22号

## (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念及び施策の推進について定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図ることで、手話を使用しやすい環境を醸成し、もって全ての町民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生し、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。

## (町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策を推進するものとする。

## (町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

## (施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るとともに、必要に応じ、ろう者及び手話を必要とする者、関係団体の意見を聴くものとする。

## (関係機関等との連携協力)

第7条 町は、前条に掲げる施策の推進に当たっては、関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

## (財政上の措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。